

# 久留米市景観計画届出の手引き (手続き編)

## 目 次

0. 用語の定義.....	1
1. 届出手続き.....	3
(1) 届出が必要な区域と地域区分.....	3
(2) 届出の対象行為.....	6
(3) 届出の対象外となる行為.....	8
(4) 届出対象行為の解説.....	9
(5) 届出手続きの流れ.....	11
(6) 届出に必要な図書.....	12
2. 参考資料.....	15
(1) 行為の届出書（記入例）.....	15
(2) 届出セルフチェック表.....	17

令和4年4月 改定

久留米市 都市建設部 都市計画課

## 0. 用語の定義

建 築 物	<p>建築基準法第2条第1号に規定する「建築物」</p> <p>【参考】建築基準法第2条第1号 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。</p>
工 作 物	<p>煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ、物見塔、擁壁、製造施設、貯蔵施設、遊戯施設及び自動車車庫、鉄塔、風力発電施設、橋梁、道路付属物、河川管理施設、公園施設、サイン、その他公共の用に供する施設等</p>
高 さ	<p>建築基準法施行令第2条第6号に規定する「建築物の高さ」 工作物もこれに準ずる。</p> <p>【参考】建築基準法施行令第2条第6号 建築物の高さ 地盤面からの高さによる。ただし、次のイ、ロ又はハのいずれかに該当する場合においては、それぞれイ、ロ又はハに定めるところによる。</p> <p>イ 法第五十六条第一項第一号の規定並びに第百三十条の十二及び第百三十五条の十九の規定による高さの算定については、前面道路の路面の中心からの高さによる。</p> <p>ロ 法第三十三条及び法第五十六条第一項第三号に規定する高さ並びに法第五十七条の四第一項、法第五十八条、法第六十条の二の二第三項及び法第六十条の三第二項に規定する高さ（北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの最高限度が定められている場合におけるその高さに限る。）を算定する場合を除き、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の八分の一以内の場合においては、その部分の高さは、十二メートル（法第五十五条第一項及び第二項、法第五十六条の二第四項、法第五十九条の二第一項（法第五十五条第一項に係る部分に限る。）並びに法別表第四（ろ）欄二の項、三の項及び四の項ロの場合には、五メートル）までは、当該建築物の高さに算入しない。</p> <p>ハ 棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、当該建築物の高さに算入しない。</p>
延 床 面 積	<p>敷地全体における建築基準法施行令第2条第3号に規定する「床面積」の合計</p> <p>【参考】建築基準法施行令第2条第3号 床面積 建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積による。</p>
新 築	<p>建築物の存しない敷地（更地）に建築物を造ること。 工作物もこれに準ずる。</p>
増 築	<p>1の敷地内にある既存の建築物の延床面積又は高さを増加させること。 工作物もこれに準ずる。</p>
改 築	<p>建築物の全部又は一部を除去し、若しくはこれらの部分が災害等によって滅失した後、引き続いて、これと用途、規模、構造の著しく異なるものを造ること。なお、著しく異なる場合は、新築又は増築扱いとなる。工作物も</p>

## 0. 用語の定義

	これに準ずる。
移 転	同一敷地内で建築物を移動すること。なお、他の敷地へ移す場合は新築又は増築扱いとなる。工作物もこれに準ずる。
修 繕	既存の建築物の部分に対して、おおむね同様の形状、寸法、材料により行われる工事をいう。工作物もこれに準ずる。
模様替え	既存の建築物の部分に対して、おおむね同様の形状、寸法によるが、材料、構造種別等が異なるような工事をいう。例えば、木造の柱を鉄骨造の柱とし、土塗りの壁をコンクリートブロック造の壁とする工事など。

# 1. 届出手続き - (1) 届出が必要な区域と地域区分

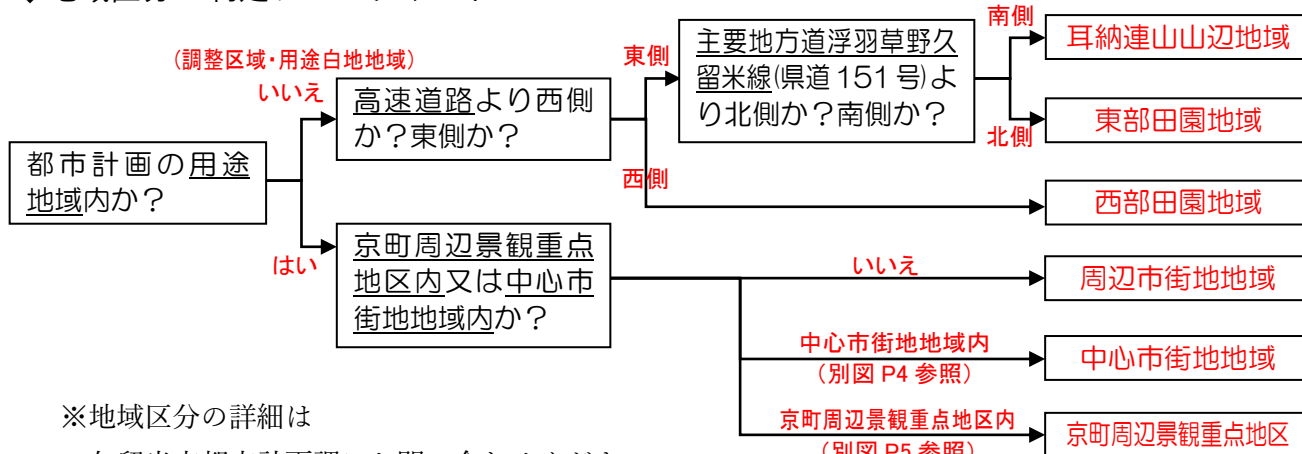
久留米市景観計画の景観計画区域内（市内全域）において、一定規模以上の行為をしようとする場合は、「景観法」及び「久留米市景観条例」の規定に基づき、あらかじめ行為の届出が必要になります。

## ●景観計画区域及び地域区分図

- 景観計画区域は、**市域全域** とします。
- 地域特性に応じ、**5地域**、**1重点地区** の区分を設定します。



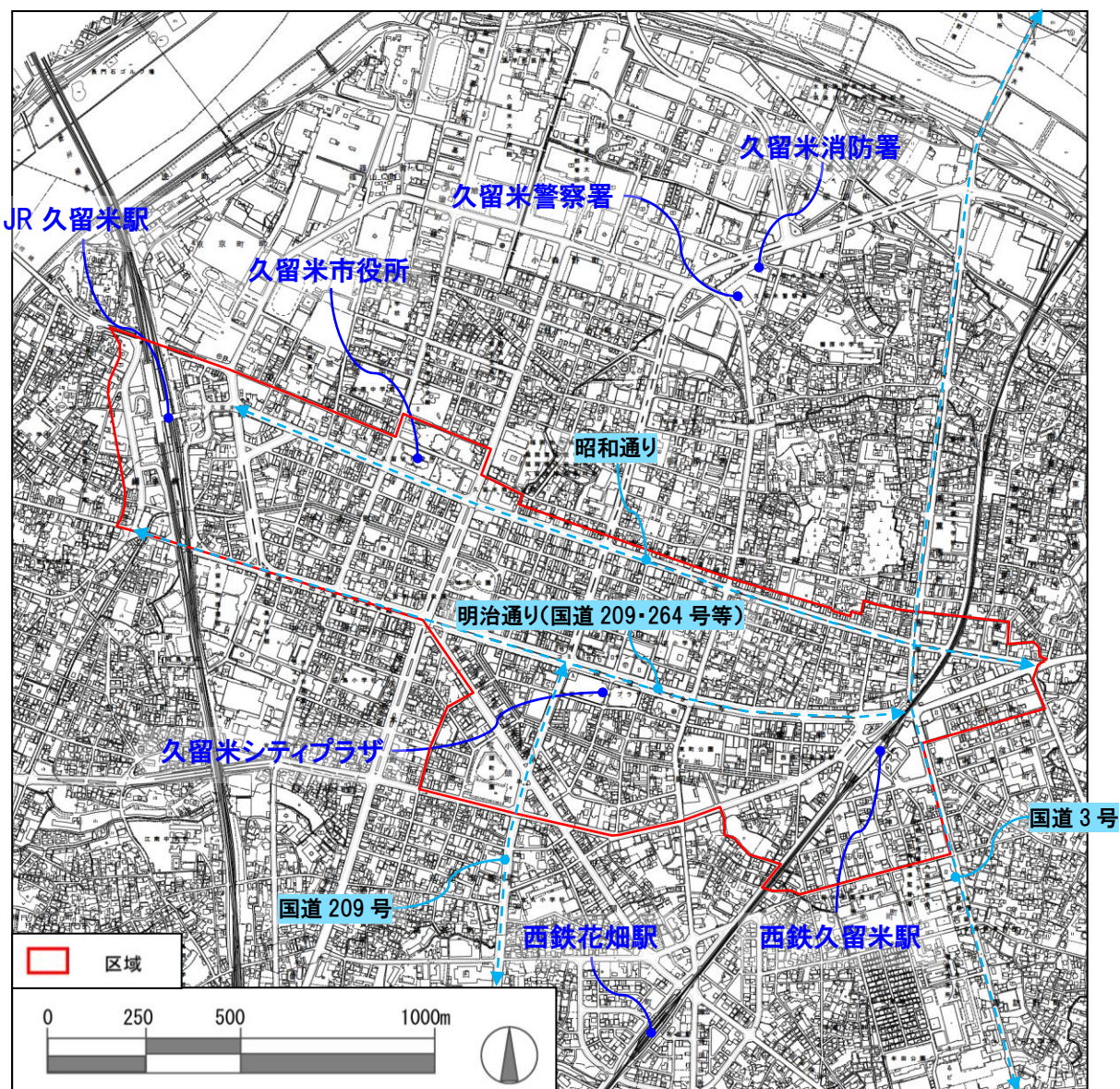
## ◆地域区分の判定フローチャート



※地域区分の詳細は  
久留米市都市計画課にお問い合わせください

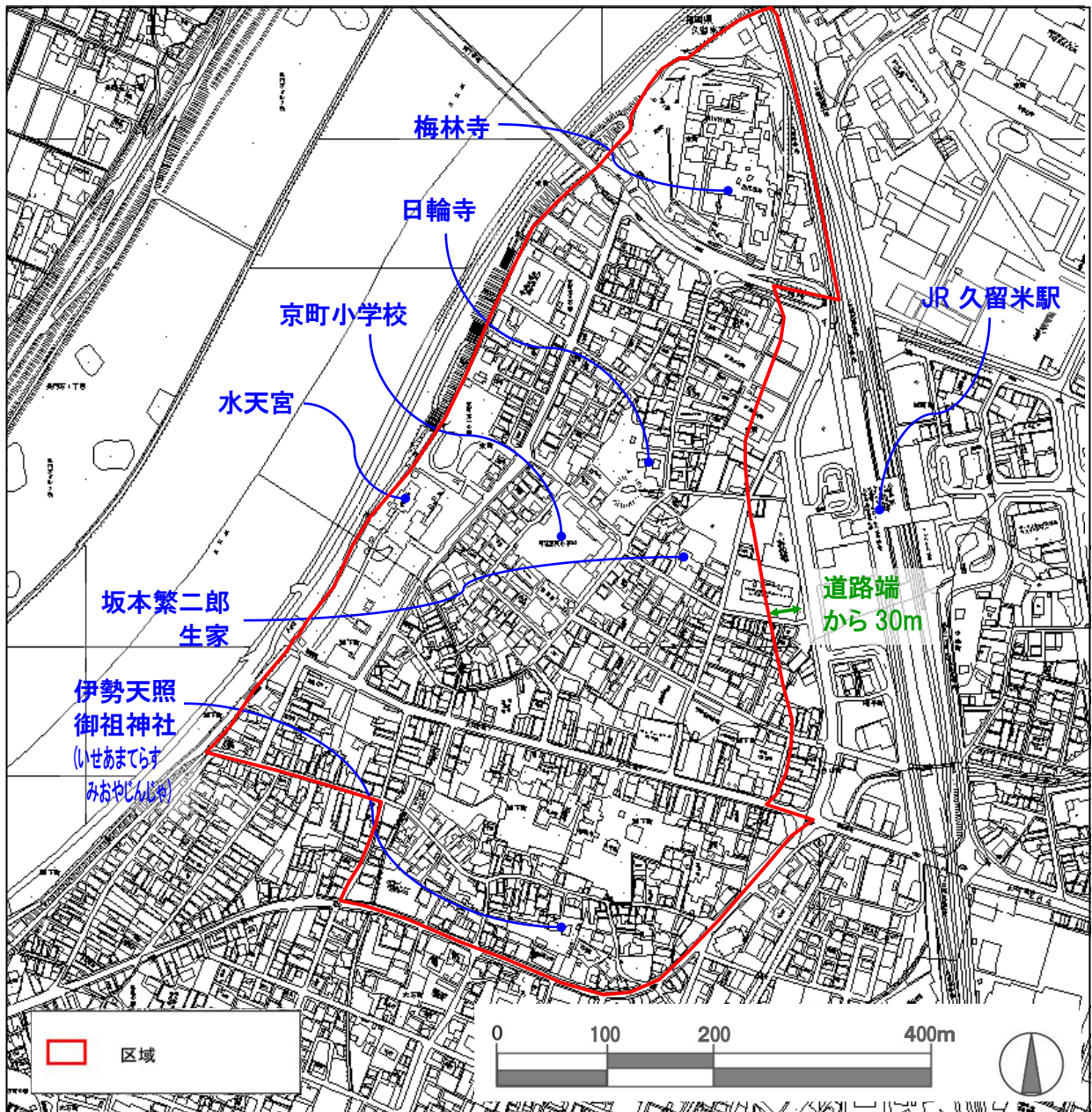
# 1. 届出手続き - (1) 届出が必要な区域と地域区分

◇中心市街地地域詳細図



# 1. 届出手続き - (1) 届出が必要な区域と地域区分

◇京町周辺景観重点地区詳細図



## 1. 届出手続き - (2) 届出の対象行為

### 【1. 届出対象 建築物 (景観法第16条第1項第1号)】

以下に該当する建築物の新築、増築、改築、若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更を行う場合は届出を行うものとします。

建築物	地域区分			対象規模
	新築 増築 改築 移転	自然・田園部	耳納連山山辺地域	延床面積(敷地全体) 500㎡以上 又は、高さ10m以上
東部田園地域				
西部田園地域				
市街地部	周辺市街地地域	延床面積(敷地全体) 500㎡以上 又は、高さ12m以上		
	中心市街地地域			
景観重点地区	京町周辺景観重点地区	延床面積(敷地全体) 10㎡以上		
外観を変更することとなる修繕・模様替え・色彩の変更				届出対象規模以上の建築物の外観変更に係る部分が各壁面の面積1/5以上のもの

### 【2. 届出対象 工作物 (景観法第16条第1項第2号)】

以下に該当する工作物の新築、増築、改築、若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更を行う場合は届出を行うものとします。

工作物	地域区分			対象規模
	新築 増築 改築 移転	自然・田園部	耳納連山山辺地域	高さ10m以上
東部田園地域				
西部田園地域				
市街地部	周辺市街地地域	高さ12m以上		
	中心市街地地域			
景観重点地区	京町周辺景観重点地区	高さ10m以上 (塀、垣、門、擁壁は高さ2m以上)		
外観を変更することとなる修繕・模様替え・色彩の変更				届出対象規模以上の工作物の外観変更に係る部分が各壁面の面積1/5以上のもの

※高さ15m未満の無彩色の電柱(携帯電話基地局を含む)は届出対象外となります  
(景観重点地区、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の際に設定される視点場からの眺望を保全する区域、その他景観上重要な地区を除く)

## 1. 届出手続き – (2) 届出の対象行為

### 【3. 届出対象 開発行為 (景観法第16条第1項第3号)】

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為において、以下に該当する場合は届出を行うものとしします。

	地域区分	対象規模
開発行為	市街化区域	開発区域面積1,000㎡以上
	その他の区域 (市街化調整区域・非線引き都市計画区域)	開発区域面積3,000㎡以上

### 【4. 届出対象 土地の形質の変更等 (条例別表第1 (第7条関係))】

土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他土地の形質の変更において、以下に該当する場合は届出を行うものとしします。

	地域区分	対象規模
土地の形質の変更等	市街化区域	区域面積1,000㎡以上
	その他の区域 (市街化調整区域・非線引き都市計画区域)	区域面積3,000㎡以上 ただし、自然公園法の許可・届出対象を除く

### 【5. 届出対象 外観について行う照明 (条例別表第1 (第7条関係))】

夜間において公衆の観覧に供するため、一定期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明において、以下に該当する場合は届出を行うものとしします。

	地域区分	対象規模
外観について行う照明	市域全域	届出対象建築物又は届出対象工作物の外観について照射する照明



## 1. 届出手続き – (3) 届出の対象外となる行為

次に掲げる行為に該当する場合、届出は必要ありません。

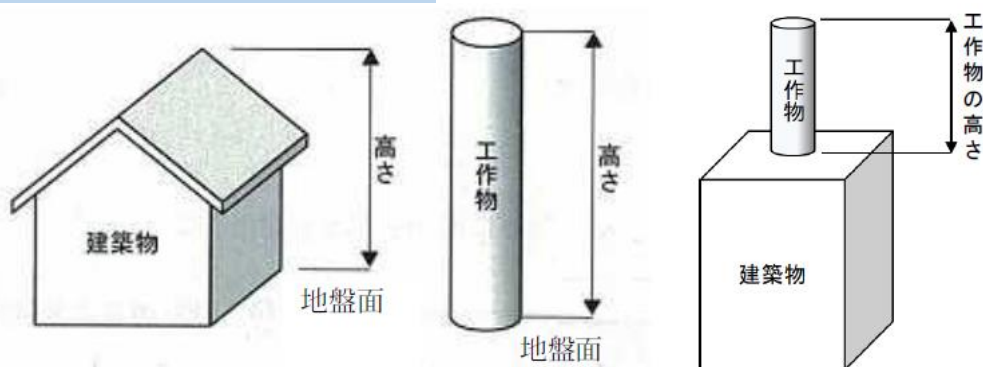
※下表において、( ) 内の「法」は景観法を、「令」は景観法施行令を表します。

### 【届出の対象外となる行為】

- 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為（法第 16 条第 7 項第 1 号）
  - ・ 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等  
（令第 8 条第 1 項第 1 号）
  - ・ 仮設の工作物の建設等  
（令第 8 条第 1 項第 2 号）
  - ・ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為  
（令第 8 条第 1 項第 4 号イ）
  - ・ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為で、幅員が 2 メートル以下の用排水路又は農道若しくは林道の設置  
（令第 8 条第 4 号ハ（3））
- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為（法第 16 条第 7 項第 2 号）
- 景観重要建造物について、法第 22 条第 1 項の規定による許可を受けて行う行為（法第 16 条第 7 項第 3 号）
- 景観計画に法第 8 条第 2 項第 4 号ロに掲げる事項が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為（法第 16 条第 7 項第 4 号）
- 景観重要公共施設について、法第 8 条第 2 項第 4 号ハ（1）から（6）までに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為（法第 16 条第 7 項第 5 号）
- 久留米市屋外広告物条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は設置  
（令第 10 条第 4 号）

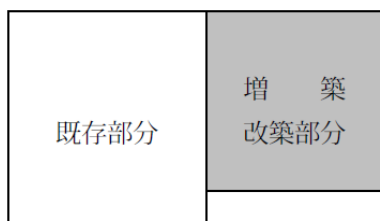
# 1. 届出手続き - (4) 届出対象行為の解説

## 【1. 建築物又は工作物の高さ】



- 地盤面から建築物又は工作物の上端までの最高の高さとしてします。
  - 建築物と一体的でない工作物を建築物屋上に設置する場合、工作物のみの高さとしてします。ただし、避雷針等の軽微なものは除かれます。  
また、携帯電話基地局等において、コンクリート柱上端より、アンテナ部分が突出する場合は、アンテナ上端までの高さとしてします。
- ※ 地盤面が2以上ある場合又は傾斜している場合は平均地盤面を地盤面としてします。

## 【2-1. 建築物の増築・改築（延べ面積）】

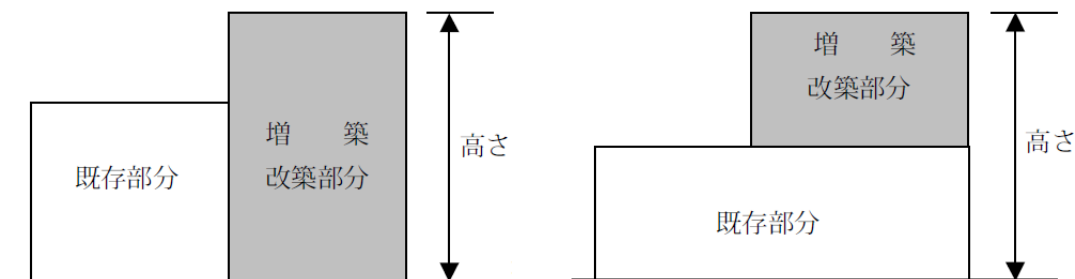


- 例1) 既存部分  $600\text{ m}^2$  + 増築部分  $200\text{ m}^2$   
= 延床面積  $800\text{ m}^2$  → 届出対象 ( $500\text{ m}^2$ 以上)
- 例2) 既存部分  $400\text{ m}^2$  + 増築部分  $200\text{ m}^2$   
= 延床面積  $600\text{ m}^2$  → 届出対象 ( $500\text{ m}^2$ 以上)
- 例3) 既存部分  $400\text{ m}^2$  + 増築部分  $50\text{ m}^2$   
= 延床面積  $450\text{ m}^2$  → 届出不要 ( $500\text{ m}^2$ 未満)

- (既存部分 + 増築・改築部分)の延床面積が $500\text{ m}^2$ 以上(敷地全体)の場合  
→ 届出必要
- ※ 平成23年4月1日以前(本市景観計画施行前)に建築された既存部分については、景観形成基準の適用は、適用されません。

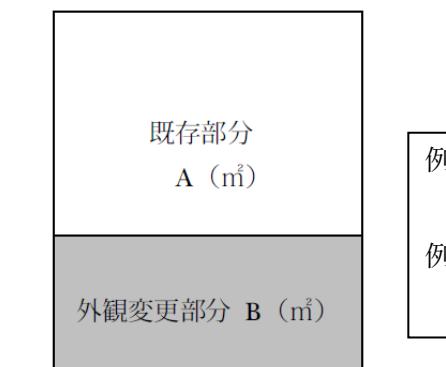
## 1. 届出手続き - (4) 届出対象行為の解説

### 【2-2. 建築物の増築・改築（高さ）】



- (増築・改築部分)の高さが10m以上(市街地部では12m以上)の場合  
→ 届出必要
  - (既存部分+増築・改築部分)の高さが10m以上(市街地部では12m以上)の場合  
→ 届出必要
- ※ 平成23年4月1日以前（本市景観計画施行前）に建築された既存部分については、景観形成基準の適用は、適用されません。

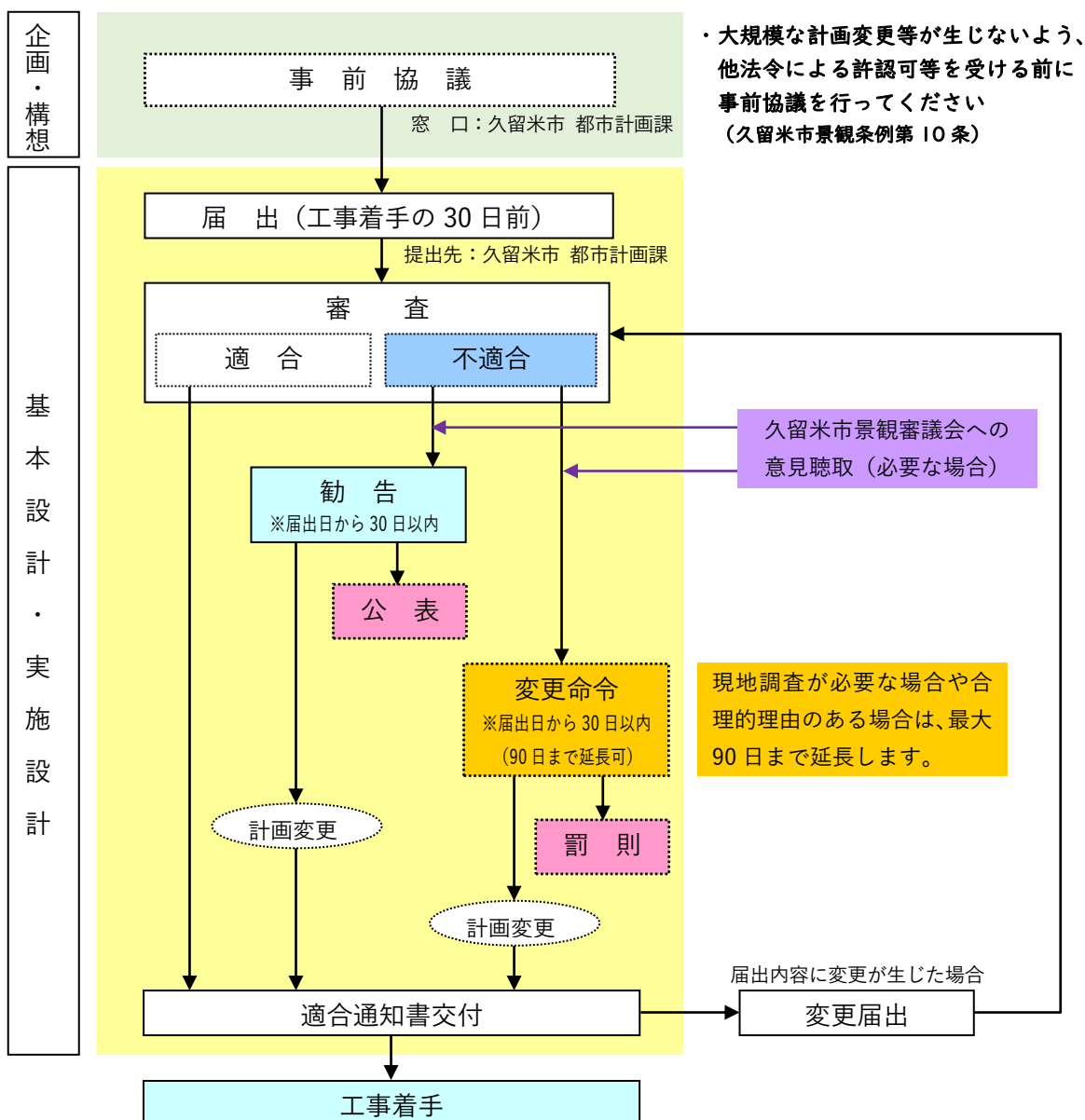
### 【3. 外観を変更することとなる修繕・模様替え・色彩の変更】



- 例1) 既存部分 A 200㎡、外観変更部分 B 100㎡  
⇒外観変更 100/300 → 届出対象 (1/5 以上)
- 例2) 既存部分 A 200㎡、外観変更部分 B 40㎡  
⇒外観変更 40/240 → 届出不要 (1/5 未満)

- 届出対象規模以上の建築物・工作物（P.6 参照）で、外観を変更することとなる修正若しくは模様替え又は色彩の変更にかかる部分の見付面積が、各壁面の見付面積の1/5以上の場合に届出が必要です。
- ※ 景観形成基準は、外観変更部分のみ適用されます。

# 1. 届出手続き - (5) 届出手続きの流れ



- 工事着手の30日前までに、届出を行ってください。  
(久留米市景観条例第7条、同施行規則第3条)
- 行為の届出をしなかったり、虚偽の届出をしたり、行為の着手制限期間内に行為に着手した者は、30万円以下の罰金に処せられることもあります。  
(景観法第102条)

## 【行為の着手の制限について】(景観法第18条)

- ・ 行為の届出をした者は、久留米市が届出を受理した日から30日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手することができません。
- ・ 届出をしてから30日以内に適合通知を受けた場合は、通知を受けた日から着手することができます。

# 1. 届出手続き - (6) 届出に必要な図書

● **建築物の建築等**、**工作物の建設等**の場合（提出部数 正副2部）

図書の種類		記載内容	備考
<input type="checkbox"/>	行為の届出書	【第1号様式】 ホームページより様式をダウンロード可	行為の内容、種類、設計、施工方法、景観形成のために特に配慮した事項
<input type="checkbox"/>	位置図	敷地の位置及び周辺状況を表示するもの	1.方位 2.目標となる地物 3.行為の位置
<input type="checkbox"/>	配置図	敷地内における建築物・工作物の位置及び外構・緑化・植栽を表示する図面	1.方位 2.敷地の形状及び寸法 3.建築物・工作物の位置 4.隣接する道路・水路等の幅員 5.外構施設の位置、形状、高さ 6.植栽の位置、種類 7.現況写真の撮影位置
<input type="checkbox"/>	平面図		1.各階平面図 2.エアコン室外機等の設備機器 3.駐輪場等
<input type="checkbox"/>	面積表	建築面積・延床面積の確認ができるもの（届出部分、既存部分共）	
<input type="checkbox"/>	立面図	彩色が施された立面図（4面）	1.最高高さ等の寸法 2.壁面及び屋根の仕上げ材の材料、色彩 3.開口部、屋外設備、屋根、軒等の位置及び形状 4.見付面積（届出部分・既存部分）
<input type="checkbox"/>	現況写真	敷地及び周辺状況を示すカラー写真	・2枚以上（外観変更等の場合は建物各面） ・サイズはL版以上
<input type="checkbox"/>	その他参考資料	行為後のシミュレーション等（イメージパース図など）	
<input type="checkbox"/>	景観形成基準チェックシート	ホームページより様式をダウンロード可	景観形成基準への対応
<input type="checkbox"/>	委任状	任意様式	委任する方及び委任される方の住所氏名、委任事項
			・届出者以外の方が手続き・協議される場合

## 1. 届出手続き - (6) 届出に必要な図書

- **開発行為**、**土地の開墾**、**土石の採取**、**鉱物の掘採**等の場合  
(提出部数 正副2部)

図書の種類		記載内容	備考	
<input type="checkbox"/>	行為の届出書	【第1号様式】 ホームページより様式を ダウンロード可	行為の内容、種類、設計、 施工方法、景観形成のため に特に配慮した事項	・2面(表裏)あり
<input type="checkbox"/>	位置図	敷地の位置及び周辺状 況を表示するもの	1.方位 2.目標となる地物 3.行為の位置	
<input type="checkbox"/>	求積表	開発区域等の面積確認 ができるもの		
<input type="checkbox"/>	現況図	区域内及び周辺状況を 表示する図面	1.方位 2.行為の区域 3.周辺の土地利用の状況 4.隣接する道路・水路等の幅員 5.現況写真の撮影位置	
<input type="checkbox"/>	計画図	設計図又は施工方法を 明らかにする図面	1.方位 2.行為の前後の断面図 3.設置する施設等の位置、 種類、規模 4.植栽等の位置、種類、規模	
<input type="checkbox"/>	現況写真	敷地及び周辺状況を示 すカラー写真		・2枚以上 ・サイズはL版以上
<input type="checkbox"/>	その他 参考資料	行為後のシミュレーション等 (イメージパース図など)		
<input type="checkbox"/>	景観形成 基準 チェック シート	ホームページより様式を ダウンロード可	景観形成基準への対応	・開発行為とそれ以外 (土地の開墾等)でシ ートが異なるため注意
<input type="checkbox"/>	委任状	任意様式	委任する方及び委任される 方の住所氏名、委任事項	・届出者以外の方が 手続き・協議される場 合

## 1. 届出手続き - (6) 届出に必要な図書

### ● 外観について行う照明 の場合 (提出部数 正副2部)

図書の種類		記載内容	備考	
<input type="checkbox"/>	行為の届出書	【第1号様式】 ホームページより様式を ダウンロード可	行為の内容、種類、設計、 施工方法、景観形成のため に特に配慮した事項	・2面(表裏)あり
<input type="checkbox"/>	位置図	敷地の位置及び周辺状況 を表示するもの	1.方位 2.目標となる地物 3.行為の位置	
<input type="checkbox"/>	配置図	敷地内における建築物・ 工作物の位置及び外構・ 緑化・植栽を表示する 図面	1.方位 2.敷地の形状及び寸法 3.建築物・工作物の位置 4.隣接する道路・水路等の 幅員 5.外観照明を設置する位置、 照射方法、照射の種類 6.現況写真の撮影位置	
<input type="checkbox"/>	平面図		各階平面図	
<input type="checkbox"/>	面積表	建築面積・延床面積の 確認ができるもの(届出 部分、既存部分共)		
<input type="checkbox"/>	立面図	外観照明を設置する面 の立面図	1.最高高さ等の寸法 2.照射位置、照射方法、 照明の種類 3.壁面及び屋根の仕上げ 材の材料、色彩 4.開口部、屋外設備、屋根、 軒等の位置及び形状	
<input type="checkbox"/>	現況写真	敷地及び周辺状況を示 すカラー写真		・2枚以上(変更等の 場合は建物各面) ・サイズはL版以上
<input type="checkbox"/>	その他 参考資料	行為後のシミュレーション等 (イメージパース図など)		
<input type="checkbox"/>	景観形成 基準 チェック シート	ホームページより様式を ダウンロード可	景観形成基準への対応	
<input type="checkbox"/>	委任状	任意様式	委任する方及び委任される 方の住所氏名、委任事項	・届出者以外の方が 手続き・協議される場 合

## 2. 参考資料 - (1) 行為の届出書 (記入例)

第1号様式(第4条関係)

(表)

一旦届出を出した内容を変更する場合のみ  
「変更」に○をつけます  
それ以外は「新規」に○

(新規・変更)

行為の届出書		令和○年 ○月 ○日	
久留米市長 宛て		届出者 住所 ○○市○○町 123-45 株式会社○○○○ 氏名 代表取締役 ○○ ○○ 電話番号 0000-000-000	
景観法第16条(第1項・第2項)の規定により、関係書類を添付して次のとおり届け出ます。			
行為の場所	地名・地番	久留米市 ○○○○ 町 ○○○○ 番地	
	地域の別	<input type="checkbox"/> 耳納連山山辺地域 <input type="checkbox"/> 東部田園地域 <input type="checkbox"/> 西部田園地域 <input checked="" type="checkbox"/> 周辺市街地地域 <input type="checkbox"/> 中心市街地地域	<input type="checkbox"/> 京町周辺景観重点地区 行為地の地域、地区を確認して、該当するものに✓を入れます
行為の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 建築物の建築等 <input type="checkbox"/> 工作物の建設等 <input checked="" type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更等 <input checked="" type="checkbox"/> 外観について行う照明	複数の行為をまとめて1件で届出することが可能です ※個別に届出することもできます	
行為の期間	着手予定	令和○年	△月 △日
	完了予定	令和◇年	◇月 ◇日
変更の場合	変更箇所		
	変更内容		

(注1) 該当の□内にチェックしてください。

着手予定日は届出日より30日以降としてください

変更届出の場合、記載が必要です(下記参考例)

変更箇所：①南面の外壁、②屋根

変更内容：①外壁色を2.5Y9/4から5Y9/1.5に変更  
②屋根上に太陽光発電設備(5kw)を設置



## 2. 参考資料 - (1) 行為の届出書 (記入例)

(裏)

届出対象行為の種類及び設計又は施工方法				
<input checked="" type="checkbox"/> 建築物	用途( <b>共同住宅</b> <span style="border: 1px dashed blue; padding: 2px;">確認申請書第3面の【主要用途】と同じにします</span> )			
	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 撤去 <input type="checkbox"/> 外観を変更する修繕・模様替え <u><input type="checkbox"/>色彩の変更</u>			
	規模	届出部分	既存部分	計
		延床面積	567.89 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
規模	高さ	12.34 m	m	12.34 m
	全体見付面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
<input type="checkbox"/> 工作物	種類又は用途( <span style="border: 1px dashed blue; padding: 2px;">外観を変更する修繕・模様替え、色彩の変更の場合のみ全体見付面積の記載が必要です</span> )			
	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 撤去 <input type="checkbox"/> 外観を変更する修繕・模様替え <input type="checkbox"/> 色彩の変更			
	規模	届出部分	既存部分	計
		高さ	m	m
全体見付面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
<input checked="" type="checkbox"/> 開発行為	開発面積	1234.56 m <sup>2</sup>	<span style="border: 1px dashed blue; padding: 2px;">開発許可申請書の「開発区域の面積」と同じにします</span>	
<input type="checkbox"/> 土地の形質の変更等	<input type="checkbox"/> 土地の開墾 <input type="checkbox"/> 土石の採取 <input type="checkbox"/> 鉱物の採取 <input type="checkbox"/> その他( )			
	土地の形質変更の面積		m <sup>2</sup>	
<input checked="" type="checkbox"/> 外観について行う照明	<input checked="" type="checkbox"/> 建築物について行う照明	建築物の高さ	12.34 m	<span style="border: 1px dashed blue; padding: 2px;">「外観について行う照明」は建物や工作物の外壁をライトアップする場合に該当します。通路を照らすものや、広告物を照らすものは該当しません。</span>
		建築物の延床面積	567.89 m <sup>2</sup>	
	<input type="checkbox"/> 工作物について行う照明	工作物の種類( ) 工作物の高さ		
照明方法( <b>建物正面に10か所のLED照明(3000K)を設置し、17:00から24:00まで点灯する</b> )				
景観形成のために特に配慮した事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>①色彩は、周辺の建築物等との調和に配慮して〇〇色を基調とする。</li> <li>②屋外設備については、公共空間から見えない場所に設ける。</li> <li>③駐車場が直接見えない様、周辺に緑化を行う。</li> <li>④長大な法面や擁壁を生じない様、開発行為を行う。</li> </ul>			

記入漏れが多いです。必ずご記入ください

## 2. 参考資料 - (2) 届出セルフチェック表

チェック項目	チェック内容	適合している場合は□に✓
添付書類	提出部数は正副2部ありますか？ (副が「行為の通知書」(第2号様式)になっていませんか?)	□
	委任状は添付されていますか？ (委任者(施主)・被委任者(代理者)が記載されていますか?)	□・不要
	景観形成基準チェックシートは添付していますか？ (行為の種類、地区・地域に対応したチェックシートになっていますか?)	□
	現況写真は添付されていますか？ (Google ストリートビューのみの添付は不可です)	□
	附属建物(駐輪場等)の図面は添付していますか？ (延床面積が生じる届出対象建物は全て図面添付が必要です)	□・不要
行為の届出書 (表)	行為の期間の着手予定年月日は、 届出日の30日経過後の日付になっていますか？	□
行為の届出書 (裏)	下部の「景観形成のために特に配慮した事項」が 記載されていますか？	□
景観形成基準 チェックシート	配慮・措置の内容の欄は、「□ 配慮した」に✓が入り、 ( )内に内容を記載していますか？	□
配置図	生垣や緑地帯、樹木等を記載し、範囲が確認できますか？	□
平面図	受水槽や室外機等の設備機器を記載していますか？	□
面積表	行為の届出書(表)の延床面積と値が整合していますか？	□
立面図	図面を着色し、マンセル値を記載していますか？(附属建物共)	□
	基礎巾木やスチールドア、アルミ格子・竖樋・軒樋・外部階段等にもマンセル値を記載していますか？	□
	ガラス面が乳白色やカラーガラスの場合、マンセル値を記載していますか？ (透明ガラス・型板ガラスの場合は記載不要です)	□・不要
	各面毎の見付面積が記載されていますか？ (建具・ガラス面部分は見付面積に含まれますが、吹放し部分は含みません)	□
	色彩基準の彩度を超える色彩を使用する場合、 その色彩部分の見付面積・割合を記載していますか？	□・不要
	建物の最高高さを記載していますか？ (届出対象ではない既存建物は、配置図に最高高さを記載ください)	□

円滑な審査のため、届出の前に作成者にてチェックをお願いします



**「久留米市景観計画届出の手引き（手続き編）」**

**問合せ先：久留米市 都市建設部 都市計画課**

**TEL : 0942-30-9083**

**FAX : 0942-30-9714**

**Mail : [toshikei@city.kurume.lg.jp](mailto:toshikei@city.kurume.lg.jp)**